

第四十四号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

		左記のとおり債権を放棄する。	
		債権の放棄について	
		記	
		一 債権の概要	
		債務者	
		債権の名称	
		債権の総額	
		二 債権の内訳	
		債権の額	
		債権発生日	
		債権発生理由	
		債権の額	
		債権発生日	
		債権発生理由	
		債権の額	
		債権発生日	
		債権発生理由	
		債権の額	
		債権発生日	
		債権発生理由	
(一)	債権ア	江戸川区民	生活保護費返還金
(二)	債権イ	六号～第一百五十九条	三十三万九千四百二十円
(三)	債権ウ	令和五年七月二十日	地方自治法施行令第一百五十九条
(四)	債権エ	令和五年七月二十日	地方自治法施行令第一百五十九条
			三十八万四千四百二十円

債権発生日	令和六年六月十三日
債権発生理由	地方自治法施行令第一百五十九条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和六年十月三十日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。